官民連携新技術研究開発事業における研究開発課題の公告

官民連携新技術研究開発事業実施要綱第４の１の規定により、今年度募集する研究課題を次のとおり公告する。

平成 23 年４月 28 日

農林水産省農村振興局長　吉村　　馨

１．応募対象となる研究開発課題

応募対象となる研究開発課題は、農業農村整備事業の効率的実施に資する課題で、以下に該当するものとする。

⑴　効率的かつ安定的な経営体の育成と質の高い農地利用集積に資する技術

①農業経営体への農地利用集積促進に資する技術、②田畑輪作に対応した生産基盤整備技術

⑵　農業用用排水施設のストックマネジメントによる安定的な用水供給機能等の確保に資する技術

①農業用用排水施設の老朽化や劣化に対応し、これらの状況を適確に診断する手法に資する技術、②費用、効果、リスク等を考慮したマネジメント手法のシステム化と対策に資する技術、③農業用用排水施設のライフサイクルコストを低減する補修・補強に資する技術、④農業用用排水施設の維持管理及び更新に資する技術、⑤農村地域における健全な水循環系の保全管理に資する技術

⑶　農用地の確保と有効利用による食料供給力の強化に資する技術

①農地の有効利用に資する技術、②中山間地域等における不利な生産条件を改善する技術、③自給飼料の効率的な生産利用に資する技術

⑷　田園環境の再生・創造と共生・循環を生かした個性豊かで活力ある農村づくりに資する技術

①地域資源を活用した豊かな農村環境の形成・管理に資する技術、②循環型社会を構築するための循環容量、社会システム、地域管理に資する技術、③自然エネルギーを利用した農業用用排水施設のグリーン化に資する管理技術

⑸　減災の観点も重視した農業災害の防止対策による安全・安心な地域社会の形成に資する技術

①地域防災力強化のための農業用施設等の災害予防と減災に資する技術、②広域防災機能の増進、災害予測及び情報提供に資する技術、③地球温暖化の影響把握と対応に資する技術

⑹　農村協働力を活かし、多様な主体の参加促進や集落等の地域共同活動を通じた農地・農業用水等の適切な保全管理を確保する技術

①農地・農業用水等の適切な保全管理・管理技術の簡素化に資する技術、②農村の地域共同活動の維持・再生に資する技術、③集落機能の低下が地域に及ぼす影響の解明と地域管理手法により集落機能の維持向上に資する技術

⑺　効率的、効果的な調査・計画・設計・施工・管理に資するイノベーション

①効率的、効果的な調査・計画・設計に資する技術、②効率的、効果的な施工に資する技術、③効率的、効果的な管理に資する技術

２．応募受付期間、応募先等

⑴　応募受付期間

本日より平成23年６月30日まで（必着）

⑵　応募受付時間

月曜～金曜（祝祭日を除く）

10：00～12：00又は13：00～17：00

⑶　応募先

〒100―8950

東京都千代田区霞が関一丁目二番一号

農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室設計基準班設計基準第２係

３．その他

その他詳細については、農林水産省のウェブサイト（http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html）を参照のこと。

問い合わせ先

農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室　担当　大室　電話03―3502―8111（内線5569）

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年４月 28 日

北陸地方整備局長　前川　秀和

１　処分をした年月日　平成23年３月29日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新発田建設株式会社　渡辺　明紀　新潟県新発田市富塚1942番地　国土交通大臣許可（特―19）第10693号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成23年２月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年４月 28 日

北陸地方整備局長　前川　秀和

１　処分をした年月日　平成23年３月29日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　小森建設株式会社　竿下　佳英　石川県金沢市高尾台四丁目33番地　国土交通大臣許可（般・特―20）第20214号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成23年３月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第１３６６号

埼玉県さいたま市北区日進町２丁目797番地２

申立人　株式会社木村組

本籍埼玉県さいたま市北区本郷町1001番地、最後の住所埼玉県さいたま市北区日進町２丁目796番地、死亡の場所埼玉県入間郡毛呂山町、死亡年月日平成20年10月13日、出生の場所埼玉県大宮市、出生年月日昭和21年10月７日、職業会社役員

被相続人　亡　木村　雅洋

東京都千代田区紀尾井町３番10号紀尾井町ガーデンタワー2405号　法律事務所あすか

相続財産管理人　弁護士　冨本　和男

さいたま家庭裁判所

平成２２年（家）第１６７３号

埼玉県熊谷市本町１丁目130番地１

申立人　埼玉縣信用金庫

本籍東京都品川区大崎２丁目231番地、最後の住所埼玉県さいたま市西区大字指扇2312番地16、死亡の場所埼玉県さいたま市西区、死亡年月日平成21年９月８日、出生の場所秋田県山本郡常盤村、出生年月日昭和17年９月７日、職業不詳

被相続人　亡　大倉慶三郎

事務所埼玉県さいたま市大宮区桜木町１―10―16シーノ大宮ノースウィング14階Ｂアーク法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡部　晶子

さいたま家庭裁判所

平成２３年（家）第３３号

東京都文京区後楽１丁目４番10号

申立人　独立行政法人住宅金融支援機構

本籍千葉県南房総市富浦町原岡963番地、最後の住所埼玉県新座市栄３丁目13番７号、死亡の場所東京都渋谷区、死亡年月日平成21年８月29日、出生の場所千葉県安房郡富浦町、出生年月日昭和14年11月３日、職業不詳

被相続人　亡　田代　明治

事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂２－１－16浦和大熊ビル３階Ｃ浦和ふたば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡邊　享子

さいたま家庭裁判所

平成２３年（家）第８９号

東京都文京区後楽１丁目４番10号

申立人　独立行政法人住宅金融支援機構

本籍埼玉県秩父市伊古田976番地、最後の住所埼玉県和光市大字下新倉854番地１ベルポート和光305、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日平成22年５月21日、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和39年９月４日、職業会社員

被相続人　亡　宮原　一城

事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町４―26―１―202Ｃコスタ・タワー浦和Ａ棟松本合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大西真理子

さいたま家庭裁判所